

扶養者となれる

収入認定基準が変更

今年四月一日から健康保険などの被用者保険では、被扶養者の認定基準の一部が改正され、収入があるものについて、これまでの年間収入八十万円未満が九十万円未満になりました。

ただし、六十五歳以上の高齢者及び障害者年金受給要件該当障害

者などは、百四十万円未満です。

健康保険などにおける「収入」のある者の認定について、詳しく説明してみます。

①認定対象者とは――

認定対象者が被保険者と同一の世帯の場合は、認定対象者の年間

収入が九十万円（前記の場合百四十円）未満であつて、かつ被保険者の年間収入の二分の一未満であります。

ある場合は被扶養者に該当します。

認定対象者が同一世帯に属していない場合は、年間収入が九十万円未満で、かつ被保険者からの授

収入が九十万円（前記の場合百四十円）未満であつて、かつ被保険者の年間収入の二分の一未満であります。

一般的には、前年の年間収入によつて判断しています。

③年間収入には公的年金、失業給付金なども対象となるのか

午後からは、「健康を守り育てるための組織活動」と題して、

県中央保健所の野崎英明普及課長の講演を聞きました。その中

で「主婦は家庭の健康管理責任者であり、その主婦が、ます健康づくりのための組織づくりを進め

ていくことは大きな意義があり、

焦らず休まず地道な活動を続けて欲しい」と述べ、集まつた婦

人の会の役員も、今後の活動に意

味を燃やしていました。

◇◇市連合婦人会総会◇◇

婦人の手で健康づくり推進



助による収入額より少ない場合は、原則として被扶養者に該当します。
②年間収入の算定は、いつのものもを対象に

年間収入は、すべての収入を対象としますので、当然公的年金、失業給付金などもすべて対象となります。

①農業者、自営業者などの収入かは、その者が現に置かれている状況によって判定されるものであり、したがつて、できるだけ直近のものでみるのが望ましいと考えられます。

一般的には、前年の年間収入によつて判断しています。

④農業者、自営業者についての収入額は、その自営業遂行のための必要経費を控除した額です。また、サラリーマンについての収入額は、各種の手当を含めた給与支給総額です。

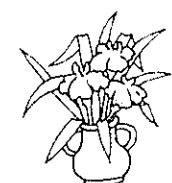
扶養義務者となる息子や娘が、県外に居住しているたり、保険証が別途にほしいため、わざかの年金から国保税を支払つたり、別居しているので支送り援助は受けているが国保の被保険者であつたり、

事例はさまざまです。

国保の被保険者については、他保険に移行できる場合は、ほぼ絶対的にご協力をいただいていますので、該当者は手続きにおいてください。

職場でできる体力づくりと健康法▼成人病をふせぐ生活▼動脈硬化と高血圧▼心とやまい▼砂糖は体も心もくるわせる▼生体と有害物質▼ニンニク▼心身障害児の医学▼こども食事▼手と脳

本年度の重点目標は、①組織の強化②健康づくり③差別をなくす④青少年の健全育成⑤交通事故防止の五項目で、特に、健康づくりを進めようと、「健康づくり婦人会」の組織づくりを決定、健康づ



○市民図書館の国保図書案内

職場でできる体力づくりと健康法▼成人病をふせぐ生活▼動脈硬化と高血圧▼心とやまい▼砂糖は体も心もくるわせる▼生体と有害物質▼ニンニク▼心身障害児の医学▼こども食事▼手と脳※意見や質問をお寄せください